

# 指導・監査について



## 福祉総務課 指導監査係

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 目次

## 1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について

令和4年度の運営指導において、指摘の多かった項目等です。項目ごとに、「・」は運営指導の際に確認された内容等、「⇒」は指導に伴う留意事項及び具体例などを記載しています。

## 2 運営上の留意事項について

運営上の留意事項について記載しています。



# 1 令和4年度運営指導において指摘の多かった項目等について



## <運営基準>

### (1) 内容及び手続の説明及び同意

- ・運営規程等の利用料に関する内容が、2割、3割負担の利用者に対応できていない。

⇒ 1～3割負担の利用者に対応した内容にしてください。

### (2) 介護の取扱方針【ショートステイを除く】

- ・身体的拘束等の適正化のための研修が定期的実施されていない。

⇒ 定期的な実施(年2回以上)及び新規採用時は必ず実施してください。研修以外にも以下について実施してください。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。



## <運営基準>

### (3) 計画の作成

- ・サービス担当者会議について、医師に意見を求めている。

⇒ 主治医が参加することが難しい場合は、事前に主治医の意見を聴取し、参加した専門職で共有して会議録に残してください。

### (4) サービスの提供の記録

- ・計画に従ったサービスの実施状況を記録していない。

⇒ 計画にある目標を達成するために提供した具体的なサービス内容や利用者の心身の状況等を記録してください。

### (5) 非常災害対策

- ・風水害や地震等の自然災害を想定した対策計画を策定していない。また、自然災害を想定した訓練を定期的実施していない。

⇒ 火災だけでなく風水害や地震等に対応するための対策計画を策定してください。また、火災だけでなく、自然災害を想定した避難訓練も定期的実施してください。なお、非常災害を想定した避難訓練を実施するに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

## <介護報酬>

### (1) 医療連携体制加算【GH】及び夜間看護体制加算【特定】

・重度化した場合の指針を定めていない。

⇒ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、利用者又はその家族等に対して、指針の内容を説明し、同意を得てください。

### (2) 経口維持加算【ショート・特定・GHを除く】

・経口維持計画について、対象となる入所者や家族に対し説明を行い、同意を得た旨を記録に残していない。

⇒ 対象となる入所者や家族に当該計画の説明を行い、同意を得てください。また、その記録を残してください。

### (3) 自立支援促進加算【介護療養型・ショート・特定・GHを除く】

・自立支援計画について、計画に基づいたケアを実施する際、対象となる入所者や家族に当該計画の説明を行い、同意を得た旨を記録に残していない。

⇒ 対象となる入所者や家族に計画の説明を行い、同意を得てください。また、その記録を残してください。





サービス提供に当たり施設における自己点検が重要となります。

適正な介護報酬の算定に活用してください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する実地による指導の事前提出資料様式(令和4年度)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。



The screenshot shows the Nagasaki City website interface. At the top, there are language options (English, Chinese, Korean) and a search bar. The main navigation menu includes categories like 'Citizen Life', 'Welfare & Health', 'Childcare & Learning', 'Housing & Community', and 'Business & Industry'. The breadcrumb trail indicates the current page is 'Guidance and Supervision' > 'Self-inspection forms for home care services'. The main heading is 'Self-inspection forms for home care services based on on-site guidance (Heisei 26)'. Below the heading, there is a 'Twitter' button and a 'Like' button. The text explains that the self-inspection form is used for on-site guidance and should be submitted by the implementation date. It also mentions that for facilities where on-site guidance is not implemented in Heisei 26, a self-inspection form should be used for confirmation. At the bottom, there is a list of services, with the first item being 'Home Care (including preventive care and comprehensive services)'. The file name for the download is '訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス (エクセル形式 136キロバイト)'.



## 2 運営上の留意事項について



## ・ハラスメント対策について

### 1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

### 2 事業主が講じることが望ましい取組について

- (1) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (2) 被害者への配慮のための取組
- (3) 被害防止のための取組

ハラスメント対策に関する厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) of Japan. The page is titled "介護現場におけるハラスメント対策" (Harassment Measures in Care Settings). It features a navigation menu with options like "ホーム" (Home), "お知らせ" (News), and "お問い合わせ" (Contact Us). The main content area includes a breadcrumb trail: "ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護現場におけるハラスメント対策". Below this, there are links to various resources: "介護現場におけるハラスメント対策", "マニュアル(平成30年度)", "研修の手引き(令和元年)", and "事例集(令和2年度)". A paragraph of text explains the purpose of the page, which is to provide information on harassment measures in care settings. The page also includes a section titled "介護現場におけるハラスメント対策" with detailed text about the research and manual development process, mentioning the involvement of various stakeholders like research institutes and local public bodies.

## ・レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>